

「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」は、2箇年での検討を予定している「(仮称)健康と文化の森地区まちづくりガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」という。)の作成に向けて、具体化したビジョンの検討を行うもので、検討にあたっては多岐にわたる分野での高度な知識・技術、専門性、創造性、実績等を有する事業者を選定する必要があることから「公募型プロポーザル方式」で実施するものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務内容説明書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日から2025年(令和7年)3月24日(月)まで

※ただし、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、委託期間終了後、最長で令和7年度までの期間、年度ごとの更新による随意契約を行うことができるものとする。

(4) 事業規模

提案内容の事業規模は、令和6年度は税込みで約1,650万円を上限とします。

※なお、上記の金額内で提案の募集をするものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は失格となります。

3 スケジュール

内 容	期 間
参加申込期間	2024年(令和6年)4月4日(木)から 2024年(令和6年)4月19日(金)まで
参加表明書、質問書等の提出期間	2024年(令和6年)4月4日(木)から 2024年(令和6年)4月19日(金)まで
参加資格の適否	2024年(令和6年)4月23日(火)まで
質問書の回答期間	2024年(令和6年)4月23日(火)まで
技術提案書等の提出	2024年(令和6年)4月24日(水)から 2024年(令和6年)5月7日(火)まで
選考会(プレゼンテーション)	2024年(令和6年)5月17日(金)から 2024年(令和6年)5月24日(金)までの間
結果通知	2024年(令和6年)5月27日(月)以降を 予定

\*参加表明書、質問書、技術提案書等を持参する場合は、受付時間を月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時(祝日及び正午から午後1時を除く)までとします。

#### 4 参加資格

- (1) 2024年(令和6年)4月4日(木)時点で「かながわ電子入札共同システム」の令和5・6年度競争入札参加資格認定「一般委託」又は「コンサル」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。
- (2) 募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ 2024年(令和6年)4月4日(木)時点で藤沢市の指名停止を受けていないこと。ただし、契約締結日までに指名停止を受けた場合は、契約できないものとする。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき神奈川県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (3) 本プロポーザルの参加申込開始日の前日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
- (4) 本プロポーザルの参加申込書の提出時において、事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (5) 配置予定管理技術者(自社に属する者に限る。)は、技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)、建設部門(都市及び地方計画)のいずれか)の資格を有し技術士法による登録を行っている者、又はシビルコンサルティングマネージャ(登録技術部門:都市計画及び地方計画部門)の資格を有する者。
- (6) 2024年(令和6年)4月4日(木)時点でプライバシーマーク(JISQ15001)又は情報セキュリティマネジメントシステムISMS(JISQ27001)を有する事業者であること。
- (7) 令和元年度以降に完了した以下の①、②の両方の神奈川県内若しくは国内の業務実績を企業が有すること。なお、①、②の業務実績については複数の業務で実績を満たすものでもよい。
  - ① 地方公共団体においてまちづくり支援(ガイドラインの作成等)を行った業務
  - ② 産学公連携のまちづくりの検討を行った業務

#### 5 参加表明書の提出

- (1) 申し込み期間
  - 2024年(令和6年)4月4日(木)午前9時から
  - 2024年(令和6年)4月19日(金)午後5時まで
- (2) 提出書類
  - ① 参加表明書(様式-1)

- ② 事業者の業務実績（様式－2 参加資格に適合する実績を1件以上記入）
- ③ 事業者の業務実績を証明する書類
- ④ 配置予定管理技術者の経歴等（様式－3 「業務実績」「業務の概要及び技術的特徴」を確認できる根拠資料一式を添付のこと）
- ⑤ 配置予定管理技術者の実績を証明する書類（T E C R I S、業務計画書、報告書、その他証明書等）
- ⑥ 事業所所在地の納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）なお、未納がないことの証明でも可。各1部  
 ※ 納税証明書については、3か月以内に発行のもの。  
 原本、写しどちらでも可。

### （3）提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）にてご提出ください。なお、郵送で提出される場合、封筒等の表面に「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、一般書留、簡易書留又は特定記録（以下「簡易書留等」という。）のいずれかを指定し、受付期間内に電話にて提案募集事務局（提出先）へ書類が到着しているかの確認をお願いします。

【提出先】 藤沢市都市整備部 西北部総合整備事務所  
 〒252-0805  
 神奈川県藤沢市円行2-3-17 まちづくり協会ビル3階  
 電話番号 0466-46-5162（直通）

### （4）参加資格の適否

参加資格の適否については、2024年（令和6年）4月23日（火）までに、参加表明書を提出いただいた事業者全員にEメールにてお知らせします。

また、応募者多数となった場合には、選考委員会に参加できる事業者を書類審査の上位4社に絞ります。その場合には、その旨も併せて通知します。

なお、同点となった場合には、配置予定管理技術者の業務実績のうち業務実績、地域精通度の項目の順で、その得点が高い事業者を優位に評価します。

### （5）資料の貸与

資料については、参加資格が適当と認められる事業者に対し貸与しますので、「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」業務内容説明書に記載の平成31年度以降に実施した関連資料の閲覧を希望される場合には、提出先まで、参加資格の適否通知後にご連絡ください。

なお、「健康と文化の森地区まちづくり基本構想（平成27年3月）」及び「健康と文化の森地区まちづくり基本計画（平成28年3月）」や、その他まちづくりに関する資料については、藤沢市ホームページを参照してください。

## 6 質問・回答

(1) 質問期間

2024年(令和6年)4月4日(木)午前9時から

2024年(令和6年)4月19日(金)午後5時まで

(2) 質問

質問書(様式-4)をEメールによりご提出下さい。

(3) 提出先

Eメールアドレス: [fj4-seihoku@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj4-seihoku@city.fujisawa.lg.jp)

メールタイトル: 「プロポーザル(導入機能等検討)の質問について」

(4) 回答

質問・回答の内容は参加資格が適当と認められた全ての事業者に対して2024年(令和6年)4月23日(火)までにEメールにて回答送付します。

## 7 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、次の書類を提出してください。また、提出書類については、別途CD-R又はDVD-Rの電子媒体1部と紙資料(各資料指定の部数)を提出してください。(電子媒体で提出するデータは、アドビシステムズ株式会社のPDF形式で読み込みが可能なものを作成してください。

また、各種使用できるバージョンは以下のとおりです。

- ・Microsoft Word 2021
- ・Microsoft Excel 2021
- ・Microsoft PowerPoint 2021

なお、提出する電子媒体についてはウイルス検査を実施したものとし、提出した電子媒体でデジタルプレゼンテーションを行っていただきます。

(ア) 技術提案提出届(様式-5)

様式-5に基づいて作成したものを1部、提出してください。

(イ) 技術提案書

技術提案書の内容は以下の2つの特定テーマ及び、その他提案とします。1テーマにつきA4判片面2枚(2ページ)以内(書式は自由)としますが、図表、写真等の掲載に伴う添付資料の追加は可とします。追加の添付資料は1テーマにつきA4判片面2枚又はA3判片面1枚までとします。カラー、白黒印刷についての指定はありません。部数については原本1部、写し10部提出してください。

なお、技術提案書には、会社名の記述は行わないでください。

【特定テーマ】

- ① ガイドラインの作成に当たり、関連する上位計画を踏まえた当該地区の価値向上のシナリオについて提案する。
- ② いずみ野線延伸まで鉄道用地、交通広場用地等の暫定利用が想定される中で、賑わい創出に寄与し、暫定利用期間中陳腐化しない当該地区にふさわしい土地利用、導入機能の考え方について提案する。併せて、いずみ野線延伸時の将来の土地利用転換シナリオについて提案する。

【その他提案】

慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス（以下「SFC」という。）と連携した産学公連携をテーマとしたまちづくりを進める中、当該地区にふさわしいまちづくりに寄与する産学公連携の進め方に関する提案。

(ウ) 業務実施体制（様式－6）

様式－6に基づいて作成し原本1部、写し10部提出してください。

(エ) 業務実施方針

業務を進める上での留意点や、業務フロー、スケジュール等をA4判片面2枚（2ページ）以内（書式は自由）にまとめて原本1部、写し10部提出してください。

(オ) 見積書（様式－7）

「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」の見積書及び見積内訳書を作成したものを1部、提出してください。

(カ) 見積内訳書（様式－7添付資料）

「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」の見積内訳書を作成し、1部提出してください。見積項目を満たしている任意の書式とします。

(2) 提出期間

2024年（令和6年）4月24日（水）午前9時から

2024年（令和6年）5月7日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

5 参加表明書等の提出（3）提出方法の【提出先】に、持参又は簡易書留等による郵送（提出期限までに必着）にて提出してください。なお、郵送で提出される場合には、提出期限までに電話で書類が到着していることの確認をお願いします。

## 8 選考会（プレゼンテーション）

(1) 実施日

2024年（令和6年）5月17日（金）から

2024年（令和6年）5月24日（金）までの間で実施

(2) 実施詳細

時間、場所、留意事項の詳細については、4月23日（金）までに文書で通知します。なお、プレゼンテーション（技術提案書の記載事項のみで構成）を行っていただきますが、資料等の追加、配布は受け付けません。使用するパソコン及びプロジェクターは市で用意いたします。

また、プレゼンテーションの時間は質疑応答を含み1事業者30分以内を予定しています。（準備時間を除く）

なお、参加者は、配置予定管理技術者を含み3名以下としてください。

## 9 審査

(1) 評価及び審査方法

本市が設置する「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る事業者選考委員会（以下「事業者選考委員会」という。）が「【別添資料】事業者選定審査基準」に基づき、提出されたプロポーザル企画提案書の内容及びプレゼンテーション、ヒアリングについて評価し、点数化する。各選考委員の評価合計点（評価合計点には事務局審査項目を含む）を算出し、その点数が最も高い者を優先交渉事業者とし、2番目に高い者を第2優先交渉事業者

とする。また、3番目以降の者においても同様に順位をつけるものとする。  
同点が複数の場合は、同点各社の評価項目のうちプレゼンテーションの得点を優先し選定する。プレゼンテーションの得点も同数だった場合、内容の比較検討を行い、討議のうえ選定する。

(2) 選考委員

選考会は、学識経験者を含む7名の選考委員による評価を行います。

(3) 審査対象項目

- ① 書類審査
- ② 価格審査
- ③ 技術提案に対する基本的な考え方と方針
- ④ 特定テーマに関連した技術提案力
- ⑤ その他の技術提案力

なお、①及び②については、評価の対象としますが、事務局での採点とし、選考委員による審査対象ではございません。

1 0 審査結果

(1) 通知

審査結果については、プレゼンテーションを行った事業者全員に郵送で通知します。審査結果の問い合わせについては、文書発送した日の翌日から7日の間（午前9時から午後5時まで、但し土日祝日及び正午から午後1時までを除く）に書面でのみ応じ、内容は自社の得点のみとします。

1 1 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出し参加資格に適合した事業者のみが、技術提案書を提出できます。
- (2) 技術提案については、1社につき1案（2特定テーマ及び、その他提案）とします。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の提出後において参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更や追加を認めません。
- (5) 提出された技術提案書は返却しません。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、藤沢市の保有する情報の公開に関する条例等関連規定に基づく公開その他市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者の技術提案書類の全部又は一部を、市が将来にわたり無償で使用することができるものとします。
- (7) 提出された技術提案書は、審査目的以外には応募事業者に無断で使用しないものとします。
- (8) 選考期間中を含め契約締結前に指名停止となった場合や不正行為が認められた場合、選考対象から除外します。
- (9) 以下の条件のいずれかに該当するものは失格とします。
  - ① 提案書の提出者に要求される資格要件を満たさないもの。
  - ② 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ③ 作成方法に指定する様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑥ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ 「2 業務概要（4）事業規模」の上限額を超えた提案。

- (10) やむを得ず参加を参加表明書提出後に辞退される場合には、(様式-8)を、持参または簡易書留等による郵送にて提出してください。また、参加表明書等の提出を行った事業者であっても、受付期間内に企画提案書等が提出されない場合は辞退したものとみなします。
- (11) 審査結果通知後、市と優先交渉権者と協議が整った場合について契約するものとします。なお、協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行うものとします。

## 1.2 問い合わせ先

藤沢市都市整備部 西北部総合整備事務所  
〒252-0805 神奈川県藤沢市円行2-3-17  
まちづくり協会ビル3階  
電話番号 0466-46-5162 (直通)  
Eメールアドレス [fj4-seihoku@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj4-seihoku@city.fujisawa.lg.jp)  
担当者 田中、瀧澤、津野田

以 上

(以下余白)